

主治医意見書問診票の提出について

- 主治医は、意見書を記入するために問診票を参考にします。
- 問診票は、認定を受けたい人のご家庭での生活状況を主治医が把握するために必要な書類です。
- 速やかに記入して、すぐに主治医（医療機関）に提出してください。問診票の提出が遅れると認定までの期間に影響します。
- 主治医に定期的に受診されていない方は、速やかに受診し、要介護認定を受けたいことをご相談ください。
入院中・入所中の方は、問診票の提出が不要の場合があります。入院・入所先にお問い合わせください。
- 病院の場合は各診療科目の外来受付又は総合受付窓口に提出してください。
※ 記入方法等に関する問い合わせ先は裏面を御参照ください。

(裏面) 連絡先一覧表

中央福祉事業所	長寿支援課	
・中央区役所内	(053) 457-2324	
・東行政センター内	(053) 424-0184	
・西行政センター内	(053) 597-1119	
・南行政センター内	(053) 425-1572	
浜名福祉事業所	長寿保険課	
・浜名区役所内	(053) 585-1122	
・北行政センター内	(053) 523-2863	
天竜福祉事業所	長寿保険課	
・天竜区役所内	(053) 922-0065	
引佐支所	(053) 542-1111	
三ヶ日支所	(053) 524-1111	
春野支所	(053) 983-0001	
佐久間支所	(053) 966-0002	
水窪支所	(053) 982-0002	
龍山支所	(053) 966-2113	

※お問い合わせにつきましては、最寄の介護保険担当窓口にお願いします。